

<div style="text-align: center;"> 徴収猶予 申請書 徴収猶予期間延長 </div>									
令和2年 4月 1日									
山陽小野田市長 様									
住所・居所(所在地)					山口県山陽小野田市日の出一丁目1番1号				
氏名					山陽 太郎 ①				
名称及び代表者氏名									
個人番号又は法人番号									
電話番号 (日中連絡のつく番号)									
下記の納付(納入)計画のとおり 徴収猶予 をされるよう申請します。 徴収猶予期間の延長									
記									
納付(納入)すべき金額	年度	税目	期	納期限	税額	督促 手数料	延滞金額	法定額	番号
	H31	固定 資産税	1	1・5・31	50,600	100	要す		
	H31	固定 資産税	2	1・7・31	45,000	100	要す		
	H31	固定 資産税	3	1・9・30	45,000	100	要す		
	H31	固定 資産税	4	1・12・26	45,000	100	要す		
合計					185,600	400	要す		
納付(納入)すべき金額のうち徴収猶予を受けようとする金額					185,600	400	要す		
地方税法第15条第1項各号のいずれかに該当する事実の詳細				<input checked="" type="checkbox"/> 災害により財産に相当な損失が生じた(地方税法第15条第1項第1号) <input type="checkbox"/> 本人又は家族が病気にかかった(地方税法第15条第1項第2号) <input type="checkbox"/> 事業を廃止した、又は休止した(地方税法第15条第1項第3号) <input type="checkbox"/> 事業に著しい損失を受けた(地方税法第15条第1項第4号)					
一時に納付(納入)することができない事情の詳細又は猶予期間内に納付(納入)することができない理由				令和2年3月22日に自宅及び事業所が火災により全焼した。 現在事業の継続が困難であり、収入がないため。					
納付(納入)計画	4月30日	5月29日	6月30日	7月31日	8月31日	9月30日			
	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円			
	10月30日	11月30日	12月28日	1月29日	2月26日	3月31日			
	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	15,000円	21,000円 +延滞金		
猶予 延長 期間		令和2年4月1日から令和3年3月31日まで1年間							
担保提供の有無		有・ 無 山陽小野田市税条例9条第2項第4号に掲げる事項							

添付書類

- 1 納付が困難となったことがわかる書類。例えば次のようなものがあります。
 - (1)災害により財産に相当な損失が生じたときは、備品や棚卸資産を廃棄した状況がわかるもの。写真等。
 - (2)病気又は負傷のときは、医師による診断書、医療費の領収書等。
 - (3)事業の廃止又は休止のときは、廃業届等。
 - (4)事業について著しい損失を受けたときは、調査期間と基準期間のそれぞれの期間の仮決算書等他には、公表資料があれば公表資料。また、他の機関(国、市、金融機関等)に提出された資料があればそのコピーで構いません。
- 2 財産目録その他の資産及び負債の状況を明らかにする書類。
- 3 猶予を受けようとする日の前1年間の収入及び支出の実績並びに同日以後の収入及び支出の見込みを明らかにする書類。
- 4 猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3月を超える場合にあっては、提出すべき書類その他担保の提供に関し必要となる書類。

注 1 個人番号又は法人番号は、申請者に係る行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号(法人については、同条第15項に規定する法人番号)を記入してください。

なお、個人番号を記入する場合には、左端を空欄にしてください。また、電話番号は日中連絡のつく番号を記入してください。

- 2 「山陽小野田市税条例第9条第2項第4号に掲げる事項」欄は、猶予を受けようとする金額が100万円を超え、かつ、猶予期間が3か月を超える場合には、提供しようとする担保の種類、数量、価額及び所在(その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所)その他担保に関し参考となるべき事項(担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情)を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とします。